



休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む 事業者の皆様への支援金について

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

- ①休業等の要請にご協力いただくこと ②席の間隔をあける等、感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと

この2つに取り組む事業者の皆様を支援する制度について、道議会に提案することとし、また、その内容や受付期間等の検討を行っておりますが、

下記の期間中に、次のご協力をいただくことが支援の前提となります。

ご協力をお願いする期間

遅くとも**4月25日(土)から5月6日(水)まで** ※感染症の状況により、休業等期間が延長される場合がありますが、この場合にも休業等の延長にご協力をお願いします。

休業等要請の
対象施設の例

- キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等の遊興施設等、体育館、水泳場等の運動・遊技施設、劇場等、博物館、美術館等の集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗等の商業施設、大学、学習塾等、学校。
 - 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「施設の使用停止対象施設一覧」をご覧ください。
- ※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>



ご協力をお願いする内容・支援額

① 休業要請を受けた施設を休業すること	② 感染リスクを低減する自主的な取組	法人／30万円 個人事業者／20万円
① 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと		10万円(個人・法人問わず)

※支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。

ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことが分かる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいてください。

お問い合わせ【休業要請専用ダイヤル】電話番号 011-206-0104 または 011-206-0216